

令和4年度  
札幌市介護サービス事業者集団指導資料

ケアマネジメント業務における  
新型コロナウイルス対応ハンドブック  
【令和5年5月8日 改定版】

札幌市保健福祉局介護保険課（事業指導担当）

このハンドブックには、ケアマネジメント業務における新型コロナウイルス感染症の対応について、厚生労働省の通知や札幌市から過去にお知らせした内容をまとめています。

感染の拡大および収束等の状況により、新たな通知等が発出されている場合がありますので、随時最新の情報を確認するようにしてください。

※なお、厚生労働省より発出されている「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第〇報）」の通知については、本文中では「臨時的な取扱い：第〇報」と記載しています。

令和4年12月 札幌市介護保険課事業指導係

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う事務連絡（令和5年5月1日付け厚生労働省老健局）にもとづき本市における変更後の対応について整理しました。

令和5年5月 札幌市介護保険課事業指導係

## 1 アセスメント

1-1	<p>Q：ケアプラン作成に際して利用者の居宅訪問が必要だが、感染防止を理由に利用者から訪問を断られ、訪問できなかった場合は、運営基準減算の適用となるか。</p>
	<p><del>A：利用者に訪問の必要性を丁寧に伝えた上で、なお訪問を断られた場合は、ケアプラン作成前に居宅を訪問できなかったとしても、運営基準減算の適用とはしないが、電話での本人や家族への聴き取りや、サービス提供事業所への聴き取り等を行い、できる限りのアセスメントを実施し、記録すること。</del></p> <p><del>また、その旨を支援経過記録に記載の上、訪問できるようになったらできるだけ速やかに訪問した上で再度アセスメントを行い、アセスメント記録にその内容を追加すること。</del></p> <p><del>（札幌市取扱い）</del></p> <p>A：アセスメントに当たっては（新型コロナウイルス感染症に関わらず）利用者が入院中であることなど、物理的な理由がある場合を除き、必ず利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。</p> <p>なお、緊急的なサービス利用等やむを得ない場合で、ケアプラン作成前のアセスメントの実施が困難なときは、ケアプランの作成後、事後的に可及的速やかに実施することは可能である。この場合、アセスメント結果に応じてケアプランを見直す等、適切に対応しなければならない。</p>

## 2 ケアプラン原案作成

2-1	<p>Q：今般の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、通所介護事業所において訪問サービスの提供等を行った場合、居宅介護支援の業務や居宅サービス計画の変更については、どのような取扱いが可能か。</p>
-----	--

A：通所介護事業所が新型コロナウイルス感染症対策として、当該事業所の利用者に対して、当初の計画に位置付けられたサービス提供ではなく、時間を短縮しての通所サービスの提供や、訪問によるサービスの提供を行う場合、事前に利用者の同意を得た場合には、サービス担当者会議の実施は不要として差し支えない。

また、これらの変更を行った場合には、居宅サービス計画（標準様式第2表、第3表、第5表等）に係るサービス内容の記載の見直しが必要となるが、これらについては、サービス提供後に行っても差し支えない。

なお、同意については、最終的には文書による必要があるが、サービス提供前に説明を行い、同意を得ていれば、文書はサービス提供後に得ることにより。

（臨時的な取扱い：第8報）

A：臨時的な取扱いは終了

### 3 サービス担当者会議

3-1 Q：居宅介護支援のサービス担当者会議について、感染拡大防止の観点から、利用者の事情等によるやむを得ない理由がある場合について、利用者の自宅以外での開催等は可能か。

	<p>A：感染拡大防止の観点から、やむを得ない理由がある場合については、利用者の自宅以外での開催や電話・メールなどを活用するなどにより、柔軟に対応することが可能である。</p> <p>—なお、利用者の状態に大きな変化が見られない等、居宅サービス計画の変更内容が軽微であると認められる場合はサービス担当者会議の開催は不要である。</p> <p>—(臨時的な取扱い：第3報)—</p> <p>追加①：サービス担当者会議の取扱いは、上記Aにおいて、「感染拡大防止の観点から、やむを得ない理由がある場合については、利用者の自宅以外での開催や電話・メールなどを活用するなどにより、柔軟に対応することが可能である。」とされているが、サービス担当者会議を開催する地域において感染者が発生していない場合でも、同様の取扱いは可能である。</p> <p>—(臨時的な取扱い：第6報)—</p> <p>追加②：上記Aにおいて、「なお、利用者の状態に大きな変化が見られない等、居宅サービス計画の変更内容が軽微であると認められる場合はサービス担当者会議の開催は不要である。」とあるが、これは基準解釈通知の取扱いと同様である。</p> <p>追加③：上記Aにおける取扱いは、介護予防支援においても同様である。</p> <p>—(臨時的な取扱い：第4報)—</p> <p><b>A：臨時的な取扱いは終了</b></p>
--	--

3-2	<p>Q：今般の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、通所介護事業所において訪問サービスの提供等を行った場合、居宅介護支援の業務や居宅サービス計画の変更については、どのような取扱いが可能か。</p>
-----	--

	<p>A：通所介護事業所が新型コロナウイルス感染症対策として、当該事業所の利用者に対して、当初の計画に位置付けられたサービス提供ではなく、時間を短縮しての通所サービスの提供や、訪問によるサービスの提供を行う場合、事前に利用者の同意を得た場合には、サービス担当者会議の実施は不要として差し支えない。</p> <p>—また、これらの変更を行った場合には、居宅サービス計画（標準様式第2表、第3表、第5表等）に係るサービス内容の記載の見直しが必要となるが、これらについては、サービス提供後に行っても差し支えない。</p> <p>—なお、同意については、最終的には文書による必要があるが、サービス提供前に説明を行い、同意を得ていれば、文書はサービス提供後に得ることにより。</p> <p>—(臨時的な取扱い：第8報(再掲))—</p> <p>A：臨時的な取扱いは終了</p>
--	---

#### 4 ケアプランの同意・交付

4-1	<p>Q：利用者が感染リスク回避の観点から訪問に懸念を示した場合、ケアプランの同意および交付はどのように取り扱ったらよいか。</p>
	<p>A：訪問に懸念を示されたことにより手渡しが難しい場合、ケアプランの同意および交付は、郵送やFAX、玄関ポストに直接入れるなどの方法で行う。</p> <p>—利用者の事情により上記以外の方法をとることも難しい場合は、電話でケアプラン内容を説明して口頭で同意を得た上で、後日訪問できるようにになったら速やかに交付すること。その際、署名等で同意を得る際は、実際に同意を得た日付とすること。</p> <p>—いずれの場合についても、対応した内容は支援経過記録にもれなく記載すること。</p> <p>—(札幌市取扱い)—</p> <p>A：新型コロナ感染症感染リスクの有無に関わらず、原案の内容については、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得る必要がある。説明・同意は必ずしも訪問による必要はないが、訪問によらない場合は、その理由と対応について、経過記録に記録すること。(札幌市の取扱)</p>

## 5 モニタリング

5-1	<p>Q：居宅介護支援のモニタリングについて、感染拡大防止の観点から、利用者の事情等により、利用者の居宅を訪問できない等、やむを得ない理由がある場合については、月1回以上の実施ができない場合についても、柔軟な取扱いが可能か。</p> <p>A：可能である。 —(臨時的な取扱い：第4報)— →上記の事情により訪問によらずモニタリングを行った場合は、感染拡大防止の観点からの対応であること等を支援経過記録に記載すること。 —なお、訪問によるモニタリングが実施できない場合も、利用者への電話や、サービス提供事業者や家族等への聞き取り等の手段により、利用者の状態や居宅サービス計画の実施状況の把握に努めること。 —また、従業員が陽性や濃厚接触者等になった場合の取扱いは、下記の5-2を参照のこと。 —(札幌市取扱い)— <b>A：臨時的な取り扱いは終了</b></p>
5-2	<p>Q：居宅介護支援事業所や、これに併設する施設・事業所等でPCR検査陽性者が発生した場合、また濃厚接触者となった場合について、モニタリングはどのように取り扱うか。</p> <p>A：事業所や併設施設等でPCR検査陽性者が発生し、保健所から自宅待機や訪問自粛等を指示された場合は、その指示に従い、利用者から事業所側から訪問できない旨を説明すること。自宅待機等を指示された期間に実施予定であったモニタリングは、電話等訪問によらない方法で実施してよい。対面でなければ難しい事例は、やむを得ない事情として当月のモニタリングを実施できなくても減算対象とはならないが、その旨を必ず支援経過記録に記載すること。 —なお、上記の取扱いは原則であり、利用者の状況から対面でのモニタリングを緊急に要する場合は、事業所内の他の介護支援専門員が代わって訪問する等、必要に応じて実施できるよう配慮すること。 —(札幌市取扱い)— <b>A：臨時的な取り扱いは終了</b></p>

## 6 請求・加算

6-1	<p>Q：特定事業所加算（I）を算定している居宅介護支援事業所が、今般の新型コロナウイルス感染症の影響で体制縮小等を行った他事業所の利用者を引継いだ場合、算定要件の「算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の40以上であること」の計算において、「地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合」と同様、引継いだ利用者は例外的に割合計算の対象外として取り扱うこととして差し支えないか。</p>
	<p>A：差し支えない。 —（臨時的な取扱い：第11報）— A：利用者や従業者（同居する家族を含む）に新型コロナウイルス感染者（又はその疑いがある者）が発生した場合においては、上記、取扱いを継続する。</p>
6-2	<p>Q：介護支援専門員実務研修の実習の取扱いは、臨時的取扱い第4報において、実習にあたっては、アセスメントからモニタリングまで一連のケアマネジメントプロセスを経験することが適当であるが、その目的や内容について、当該通知及びガイドラインに沿っていけば、具体的な実施方法については、例えば、実習の実施にあたって、特定事業所加算算定事業所での受入ではなく代替事業所で行うことや、実習期間を短縮するなど、都道府県で柔軟に判断することで差し支えないとする旨が示されているが、特定事業所加算の「介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること」の要件について、今般の新型コロナウイルス感染症を踏まえた場合の取扱い如何。</p>
	<p>A：当該要件の「介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること」については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に</p>



	<p>関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)第3の11(3)⑩において、「協力及び協力体制とは、現に研修における実習等の受入が行われていることに限らず、受入が可能な体制が整っていることをいう。」と示しており、必ずしも実習受入の実績を求めているわけではないため、実習を受入れなかったとしても、ただちに加算の要件から外れるわけではない。</p> <p>—その上で、今般の新型コロナウイルス感染症を踏まえた場合の取扱いとして、例えば、「感染状況が落ち着いた段階で、実習受入を再開することを確約する」、「実習を受け入れない期間も、都道府県の連絡などに対して、実習関係の業務を担当する職員を明示し確保する」等のいずれかを満たしていれば、当該加算の要件を満たしていることとして取扱って差し支えない。</p> <p>—(臨時的な取扱い：第14報)—</p> <p><b>A：実習・実地研修に限り、新型コロナの影響により未受講の場合に、基準違反・減算としない取扱いを継続する。</b></p>
--	--

6-3	<p>Q：居宅介護支援の特定事業所集中減算の取扱いは、被災地においてケアプラン上のサービスを位置付ける上で、訪問介護事業所の閉鎖などにより、やむを得ず一時的に特定の事業所にサービスが集中せざるを得ない場合、減算を適用しない取扱いが可能である旨が示されているが、今般の新型コロナウイルス感染症に係る影響により、例えば、ケアプラン上に位置付けられた介護サービス事業所によるサービス内容が休止又は変更されたり、当該事業所の利用に対して利用者からの懸念があること等により、利用者のサービス変更を行う必要があったりすることで、やむを得ず一時的に特定の事業所にサービスが集中せざるを得ない場合についても減算を適用しない取扱いが可能か。</p> <p>A：可能である。</p> <p>—なお、上記の例示によらず、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、柔軟に取り扱うこととして差し支えない。</p> <p>—(臨時的な取扱い：第15報)—</p> <p>⇒該当事例については、必ず事前に介護保険課まで連絡をすること。</p>
-----	---

	<p>—(札幌市取扱い)—</p> <p>A：利用者や従業者（同居する家族を含む）に新型コロナ感染者（又はその疑いがある者）が発生した場合においては、減算を適用しない取扱いを継続する。</p>
--	--

6-4	<p>Q：居宅介護支援の退院・退所加算や（地域密着型）特定施設入居者生活介護の退院・退所時連携加算について、どのような取扱いが可能か。</p>
	<p>A：感染拡大防止の観点から、やむを得ない理由がある場合については、病院等の職員との面談以外での情報収集や電話・メールなどを活用するなどにより、算定することが可能である。</p> <p>—(臨時的な取扱い：第5報)—</p> <p>A：臨時的な取扱いは終了</p>

6-5	<p>Q：今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、居宅介護支援事業所において、当初ケアプランで予定されていたサービス利用がなくなった等の場合は、居宅介護支援費の請求は可能か。</p>
	<p>A：事業所において、モニタリング等の必要なケアマネジメント業務を行い、給付管理票の作成など、<u>請求にあたって必要な書類の整備</u>を行っていけば、新型コロナウイルス感染症の影響により、実際にサービス提供が行われなかった場合であっても請求は可能である。</p> <p>—なお、具体的な請求にあたって、データの作成等において、個別の請求ソフト等による支障がある場合については、個別に各請求ソフト作成者に相談いただきたい。</p> <p>—また、今般の取扱いは新型コロナウイルス感染症の影響による場合に限った取扱いであることから、新型コロナウイルス感染症により、サービスの利用実績が存在しないが、居宅介護支援費を算定した旨を適切に説明できるよう、個々のケアプラン等において記録で残しつつ、居宅介護支援事業所において、それらの書類等を管理しておくことが必要である。</p> <p>—(臨時的な取扱い：第11報)—</p> <p>⇒上記の“<u>請求にあたって必要な書類の整備</u>”とは、札幌市では以下のとおり。</p>

	<p>&lt;居宅介護支援の場合&gt;</p> <p>①請求する月のサービス利用票（第6表）を作成し、事前に利用者に交付（※注：感染拡大防止のために利用者に面接出来ず、郵送での交付や、電話等で同意を得た場合も含む。）していた事例であること（もともとサービス利用がないことが判明しており、利用票の作成等を行っていなかった事例は含まない）。</p> <p>②サービス利用票（第6表）を利用者に交付したことを支援経過記録（第5表）に記録していること。</p> <p>③当初ケアプランで予定されていたサービス利用がなくなったこと（キャンセルの連絡等）を、支援経過記録に記録していること</p> <p>&lt;介護予防支援の場合&gt;</p> <p>①請求する月にモニタリングを実施している事例であること（訪問だけでなく、電話等によるモニタリングの実施も含む）。</p> <p>②モニタリング結果を記録していること。</p> <p>③当初ケアプランで予定されていたサービス利用がなくなったこと（キャンセルの連絡等）を、支援経過記録に記録していること。</p> <p>居宅介護支援費、介護予防支援費のいずれについても、以上の①～③を全て満たす場合に、算定が可能である。</p> <p>（札幌市取扱い）</p> <p><b>A：臨時的な取り扱いは終了</b></p>
--	--

6-6	<p>Q：新型コロナウイルス感染症の影響により、通常の請求期日までに請求明細書の国保連への提出が間に合わない場合、救済策はあるか。</p> <p>A：新型コロナウイルス感染症の影響により、やむを得ない事情がある場合については、通常の請求期日（サービス提供の翌月10日）後に請求することが可能である。このような場合においては、原則、請求期日までに事業所所在の国保連に連絡すること。</p> <p>（令和2年9月8日付 厚生労働省事務連絡）</p> <p><b>A:事業所所在の国保連協会にご相談ください。</b></p>
-----	---

